

共生のまちづくり条例に関する周知状況等について

1. 条例研修会等の実施 (H28)

実施内容		回数	参加人数（延べ）
研修	市職員	35回	約8,200人
	当事者・支援者団体	23回	約1,200人
	福祉事業所	15回	約760人
	その他※1	45回	約3,000人
その他	チラシ配布等※2	17回	約10,000人
合計		135回	約23,000人

※1 … 大学、小中学校、自立支援協議会など

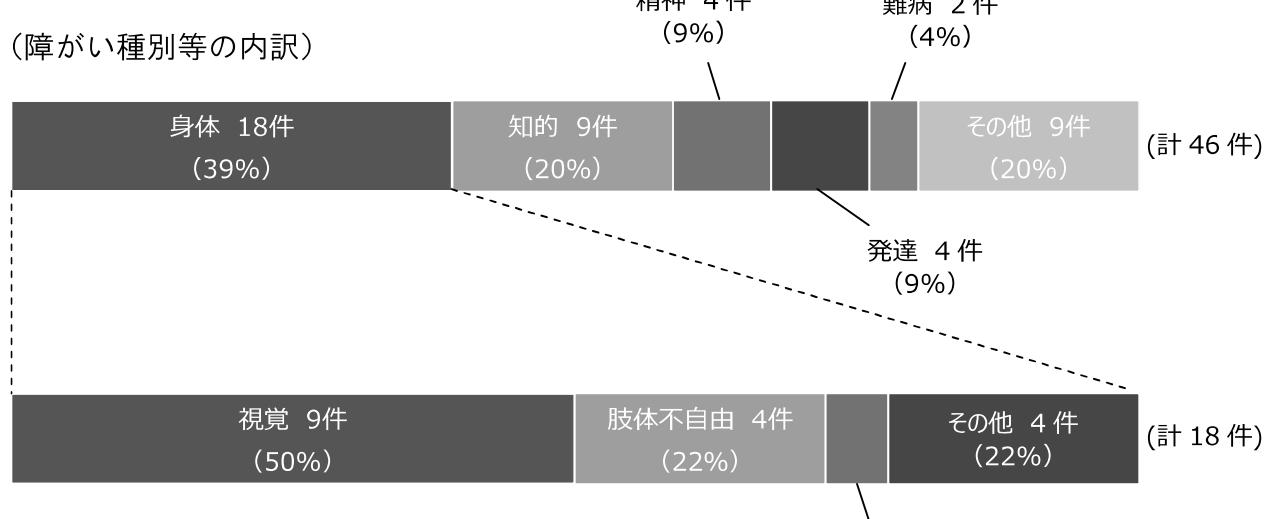
※2 … 街頭キャンペーン、他団体主催のイベントでのチラシ配布

2. 市報・イベント等での周知啓発の実施

- 市報にいがたへの掲載（4回）
- 各イベントでの周知（まちなか障がい福祉フェス、健康福祉まつり 等）
- 各種市民向け講座開催（JOIN、こころの健康センター）

3. 障がい等を理由とした差別相談対応

- 平成28年度 対応件数46件



4. 差別として寄せられた事例

事例① 障がい種別：視覚障がい

全盲の視覚障がい者Aさんが、クレジットカードの作成に係る申請書の代筆を行員に依頼したが断られた。これは合理的配慮の不提供にあたるのではないか。

【対応】

銀行員2人が立ち会い、妻が代筆することを条件に、代筆によるクレジットカードの作成が認められた。

事例② 障がい種別：視覚障がい

飲食店に入ろうとしたところ、盲導犬の同伴を理由に入店を断られた。
これは不利益な取り扱いに当たるのではないか。

【対応】

飲食店に対し、身体障害者補助犬法及び条例に違反することを伝え、今後は盲導犬を同伴する障がいのある人を受け入れることになった。

事例③ 障がい種別：視覚障がい

アパートを探していて、3階の角部屋が気に入ったため、入居を申し込んだところ「冬期になると階段が凍るので危険」と断られた。また、「連帯保証人不要」とホームページに記載されているにも関わらず、連帯保証人を付けるよう条件を出された。このような対応は差別にあたるのではないか？

【対応】

不動産会社へ事実確認。不動産会社がアパートのオーナーに確認をした際に、オーナーから「冬期になると階段が凍るので危険」という理由で断りの連絡があつた。不動産会社を通じオーナーに連絡を取ってもらったところ、オーナーの了解が得られ、入居できることになった。連帯保証人についても、条例の趣旨を説明したところ、連帯保証人なしでも借りられることになった。

事例④ 障がい種別：肢体不自由（車いす利用者）

公共交通機関を利用しようとしたところ、車いす対応型の車両ではないという理由で乗車を断られた。今まででは車いす非対応型の車両でも、介助者がいれば乗車させてもらっていたが、今回は介助者がいるにも関わらず乗車を断られた。これは不利益な取り扱いではないか。

【対応】

運行会社へ事実確認。社内の規則により「自分の足で歩いて乗れる方」という決まりがあるが、介助者がいて車いすの方を支えられる状況であれば乗車してもらっていた。今回の場合、職員の認識不足で断ってしまったが、乗車できるケースであったため、職員に対し指導を行うことになった。

事例⑤ 障がい種別：知的

移動支援によりヘルパーが院内支援を行っている際に、尿検査のための採尿を病院看護師に依頼したが断られた場合、合理的配慮の不提供に当たるのではないか？

【対応】

本人がヘルパー又は看護師に採尿を手伝ってほしいという合理的配慮の提供を求めているのに、拒否することは合理的配慮の不提供に当ることを伝えた。病院での採尿が困難であれば、自宅で採尿し通院時に持参する、又は指先採決による検査にするなど、別の方法で合理的配慮を提供することも考えられると助言した。

事例⑥ 障がい種別：知的

プール利用時に急に大声を出してしまい、他の利用者から「別のプールに行ってほしい」「時間を決めて、障がい者と健常者が利用する時間を探してほしい」と言われた。これは差別に当たるのではないか。

【対応】

条例では市と事業者を対象に差別を禁止しており、一般私人の関係における差別は対象にならないが、障がいの特性を伝え（驚かせようと大声を出したわけではないこと）、理解を得られるよう話し合いを行うことを助言した。

事例⑥ 福祉施設からの相談

障がい福祉施設が市内の民間施設を見学しに行こうと、事前に民間施設に問い合わせをしたところ「障がいのある方3人に対し、介助者を1人付けてほしい」と言われた。これは「不利益な取り扱い」にあたるのではないか？

(経緯)

この民間施設では、以前、障がいのある人が見学に来た際に、アテンダントの女性に抱きつく等の行為があつたため、「障がいのある方3人に対し、介助者を1人付けてほしい」というお願いをしていた。

【対応】

民間施設に事実確認。障がいを理由に一律に介助者を付けるよう要求することは「不利益な取り扱い」に該当することを伝え、どのような配慮が必要なのか本人や施設職人に確認するようアドバイスした。民間施設の職員から「障がいのある人にどのような配慮が必要なのか聞くことはいけないことだと思った」「抵抗がある」という発言があった。

結果として、障がい福祉施設の職員からどのような配慮が必要なのか聞き取りを行い、見学できることになった。

市報にいがた

2016年(平成28年)

8/21

No.2582
毎週日曜発行

誰もが安心して暮らせる共生社会へ 障がいや障がいのある人の理解に向けて



村のお祭り「SUNSUN フェスティバル」の様子

施設から見た共生社会

事件発生後、本市は市内約300カ所の施設に対し、安全確認や注意喚起を行い、入所支援施設にはアンケート調査を実施しました。各施設が安全の確保を再検討する中、共生社会の在り方に起因する問題について、施設からの意見を掲載します。

障害者支援施設

太陽の村（北区太夫浜）

園長 松田勝比古さん

私たちの施設、太陽の村には、知的障がいを伴った重度の自閉症がある人たち50人が入所しています。



誰もが安心して暮らせる共生社会の実現を目指し、ことし4月、本市は障がいのある人も共に生きるまちづくり条例」を施行しました。7月26日、神奈川県相模原市の障害者支援施設津久井やまゆり園で多くの命が奪われる事件が発生しました。今号では障がいへの理解や障がいのある人とない人の相互理解を深める契機として、共生社会の実現に向けた本市の取り組みなどを紹介します。

施設の設置当初、地域では受け入れ難かつたようですが、それに対するような視線も受けました。私たちの職員と施設入所者である村の住人たちはできるだけ外出し、地域のイベントにも積極的に参加させてもらいました。今では地域のイベントに招待を受けるようになりました。もちろん、村で開催するお祭りには、近隣の子どもたち、そして多くのボランティアの皆さんも参加してくれます。私たちも地域から遠ざかることなく、地域と共にあります。安心・安全が確保されると確信しています。

利用日時 月～金曜午前8時半～午後5時半、
△は火～土曜午前8時半～午後5時15分

相談窓口（所在地）	問い合わせ
障がい福祉課 (市役所分館2階)	☎025-226-1248 ■025-223-1500
東 (東区役所1階)	☎025-250-2315 ■025-250-7706
秋葉 (秋葉区役所2階)	☎0250-25-5661 ■0250-47-7106
西 (西区役所3階)	☎025-264-7468 ■025-378-3342
△中央 (中央区八千代1 総合福祉会館1階)	☎025-248-7171 ■025-385-7931

みんなで育てる、希望の種、
私が考える障がいのある人の
人権と共生社会

①

■市の人口・世帯数（7月末住民基本台帳人口。かっこ内は前月との比較）

人口 800,719人 (+60) 男 385,614人 (+3) 女 415,105人 (-63)
世帯数 333,059 (+135)

■編集・発行 新潟市広報課

〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602-1 ☎025-226-2089



この条例は、そんな希望の種なのである。

条例が施行されて4ヶ月余り。相談は21件

を数えた。周知はまだだが、少しすこ

いんだよと伝えてあげよう。相談→話し合い

→相互理解を積み重ねて、新潟市をどん

どもが人生のどこかで遭遇する生きづらさ

や理不尽さ。そんな時、自分で悩まなくていい

くそうとするのではなく、話し合いによる

誤解・偏見をなくしていく、という条例だ。

誰もが人生のどこかで遭遇する生きづらさ

市報にいがた（平成28年10月23日号）

私は、会ったことのない年上の同級生がいました。彼は不慮の事故で体が不自由になりました。縁あって同級生となつた私たちには、彼の力になりたいと申し入れましたが、かないませんでした。

彼に手助けが必要だつたことは事実であります。しかし、彼は同情されたり、庇護されただけの客体ではなく、日々を生きる主体であり続けたかったのです。

彼に関心を寄せた仲間の気持ちは純粹なものでした。だが「気の毒な助けてあげるべき人」との決めつけが、彼を傷つけたことは想像に難くありません。私たちが最初にすべきは、彼を知ろうとするなどつたのだと、後になつて気付きました。

しばらくして、彼が退学したと聞きました。彼の復学の隔壁になつたのは、制度とか、慣行とか、私たちがしてしまったような無知に

持てる能力を存分に發揮する場であり、生き生きと安心して暮らせることで、地域になつてほしいそんな願いを持つて參列作りに参加した一人として、皆さんにお願いです。もし、あなたが生きづらさを感じているなら、なにを壁を感じ、どう生きづらいのか、周りの人に伝えてください。そして周りの声に耳を傾けてください。「共に生きるまちづくり」は、そこから始まります。

コラム

私が考える障がいのある人の
人権と共生社会 ②

東洋誌士会副会長 色家理佳

うし

市報にいがた（平成28年11月20日号）

フラン

私が考える障がいのある人の人権と共生社会③ 「話し合い」から学ぶ

有限会社ミカユニバーサルデザインオフィス取締役社長 中村美香

障がいのある人のバリアをなくそうとバリアフリーという言葉が生まれて20年余り。ほぼ同時期に障がいの有無や能力のいかんを問わず、文化・言語・国籍や老若男女の差異などに問わらず、できるだけ最大限の人が利用可能となる情報や製品、建物を設計するユニバーサルデザインという考え方も誕生した。まちでは段差が小さくなり、視覚障がい者用誘導ブロックが連続的に敷設された。情報提供方法は、手話や筆談、音声や点字に加え、スマートフォンのアプリと変化が著しく、多言語表記や文字の大きさへの配慮もされている。

ことし4月、新潟市では障がいを理由とする差別の解消を推進する「障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」を施行した。全ての市民が障がいや障がいがある人に対する理解を深めるとともに、話し合いにより相互の立場を理解することを基本理念に掲げた。「話し合い」が肝である。

丁寧に話し合う場こそが求められている。条例検討の過程では、障がいを理由とした差別と思われる事例が200件ほど報告されたが、多くの場合、障がい者が何を求めていたのか、それに対してできること・できないことを明示できていなかった。話し合いに気付く誤解や思い込みも多い。双方がもう一步踏み込んで話し合い、互いを知ろうとする力を働かせれば、よりよい解決策を導き出せる可能性がより高まるはずだ。

多世代同居していた時代は、家族を通じて不自由さや互いに手助けする方法を自然と身に付けることができたが、今は自分が学ぶ姿勢が求められる。一方、地域で暮らす障がい者も増えているという好ましい現状がある。地域は大きな教室だ。日々の暮らしや地域活動を通じて、障がいがある人に接する機会が増えている。まずは、挨拶を交わそう。そういう気持ちを大事にできたらいいなと思う。

コラム

**私が考える障がいのある人の人権と共生社会④
「心からありがとう」**

新潟大学教職大学院教授 長澤正樹

大学卒業後、私は郷里の特別支援学校に採用された。最初の勤務は国立療養所内にある重症心身障がい児病棟(療育園)で、訪問教育を担当した。大勢の寝たきりの子どもたちを前に、教科書やノートを使う従来の授業はできるはずもなかつた。しかも、当時は重症心身障がい児への教育が始まったばかりで、誰もそのすべてを持っていなかった。

必死で手がかりを求めていたとき、脳外科の医師が園長に就任した。子どもたちへの関わり方を尋ねる私に、園長は当時珍しかった脳のCTスキャン画像を眺めながら子どもの特性を語った。しかし「この子はこれ以上の成長は望めない」など教育否定とも思われる発言に疑問を感じ、私は「もしそうなら、教育の意味がないのでは」と強く抗議した。すると園長は「この子らは先生を待っているんです。声を掛けでもらいたいんです。それは教師にしかできないことでしょう」と静かに答えた。私は「どんなに障がいが重くても大切にされる権利がある、障がいの重さに関係なく、それぞれの発達段階に人としての価値がある」という、故糸賀一雄先生の発達保障の思想を思い出した。

私は子どもたちを一人の人間として尊重し、関わるよう努力した。すると、表立った成長が見られないと思っていた子どもが、私の声掛けにわずかに口元が緩み、かすかな笑顔を見せてくれた。私はその表情が本当に尊いと感じた。食事や遊び、散歩といった日常生活のあり当たりな活動にこそ本当の幸せがあることに気付いた。

それから合わせて7年間、重症心身障がい児の教育に関わることができた。教育の原点だけでなく、生きることの素晴らしさ、当たり前の生活の大切さを教えてくれた彼らに対し、あらためてお礼を言いたい。

※この連載は今号で終了します